

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案要綱

第一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第五条第三号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該法人の理事、監事又は使用人

二 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者

三 当該法人が一般財団法人である場合にあつては、その設立者又は評議員

四 一から三までに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

五 一から四までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

六 四及び五に掲げる者のほか、一から三までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

七 二又は三に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人

の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

第二 法第五条第四号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲げる者とする。

一 特定の個人の支持、支援その他これらに類する活動を行うことを主たる目的とする者

二 会員若しくはこれに類するものとして内閣府令で定める者（以下「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供又は会員等相互の交流、連絡、意見交換その他その対象が会員等である活動を行うことを主たる目的とする者

三 一及び二に掲げる者のほか、会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者又は特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、若しくは事務所その他これに準ずるものを有する者その他特定の範囲の者のみに便益の及ぶ活動を行うことを主たる目的とする者

第三 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。

一 投機的な取引を行う事業

二 利息制限法第一条の規定により計算した金額を超える利息の契約又は同法第四条第一項に規定する割合を超える賠償額の予定をその内容に含む金銭を目的とする消費貸借による貸付けを行う事業

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

第四 法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 一及び二に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

四 二及び三に掲げる者の配偶者

五 一から三までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

第五 法第五条第十一号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

1 国の機関

2 地方公共団体の機関

3 独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人

4 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

5 地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人

6 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

第六 法第五条第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は、一般社団法人にあつては一般社団法人・財団法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあつては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額とし、同号ただし書の政令で定める基準は、五十億円とする。

第七 法第五条第十五号ただし書の政令で定める場合は、株主總會その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。

第八 法第五条第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）

二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

1 法令の規定により、当該法人の主たる目的である事業が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関するものであることが定められていること。

2 法令又は定款その他の基本約款（5において「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。

3 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。

4 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。

5 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

第九 この政令は、法の施行の日から施行する。